

東京電力株式会社福島第一、第二原子力
発電所事故による原子力損害の範囲の
判定等に関する中間指針

平成23年8月5日

原子力損害賠償紛争審査会

目次

はじめに	1
第1 中間指針の位置づけ	2
第2 各損害項目に共通する考え方	3
第3 政府による避難等の指示等に係る損害について	6
[対象区域]	6
[避難等対象者]	8
[損害項目]	10
1 検査費用（人）	10
2 避難費用	11
3 一時立入費用	14
4 帰宅費用	15
5 生命・身体的損害	16
6 精神的損害	17
7 営業損害	23
8 就労不能等に伴う損害	26
9 検査費用（物）	28
10 財物価値の喪失又は減少等	29
第4 政府による航行危険区域等及び飛行禁止区域の設定に係る損害について	32
[対象区域]	32
[損害項目]	32
1 営業損害	32
2 就労不能等に伴う損害	33
第5 政府等による農林水産物等の出荷制限指示等に係る損害について	34
[対象]	34
[損害項目]	35
1 営業損害	35

2	就労不能等に伴う損害	36
3	検査費用（物）	36
第6	その他の政府指示等に係る損害について	37
	〔対象〕	37
	〔損害項目〕	37
1	営業損害	37
2	就労不能等に伴う損害	39
3	検査費用（物）	39
第7	いわゆる風評被害について	40
1	一般的基準	40
2	農林漁業・食品産業の風評被害	43
3	観光業の風評被害	48
4	製造業、サービス業等の風評被害	51
5	輸出に係る風評被害	53
第8	いわゆる間接被害について	55
第9	放射線被曝による損害について	57
第10	その他	58
1	被害者への各種給付金等と損害賠償金との調整について	58
2	地方公共団体等の財産的損害等	60

はじめに

平成23年3月11日に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所における事故(以下「本件事故」という。)は、広範囲にわたる放射性物質の放出をもたらした上、更に深刻な事態を惹起しかねない危険を生じさせた。このため、政府による避難、屋内退避の指示などにより、指示等の対象となった住民だけでも十数万人規模にも上り、あるいは、多くの事業者が、生産及び営業を含めた事業活動の断念を余儀なくされるなど、福島県のみならず周辺の各県も含めた広範囲に影響を及ぼす事態に至った。これら周辺の住民及び事業者らの被害は、その規模、範囲等において未曾有のものである。加えて、本件事故発生から5ヶ月近くを経過した現在においても、本件事故の収束に向けた放射性物質の放出を抑制・管理するための作業は続いている。本件事故直後に出された避難等の指示は、一部解除されたものの、同年4月22日には新たな地域に計画的避難の指示が出され、さらに、同年6月30日には、局所的に高い放射線量が観測されている地点として特定避難勧奨地点が設定されている。また、同年7月8日以降、複数の道県において牛肉や稲わらから新たに放射性セシウムが検出されるなど、本件事故により放出された放射性物質による被害も未だ収束するに至っていない。

このような状況の中、政府や地方公共団体による各種の支援措置は講じられているものの、避難を余儀なくされた住民や事業者、出荷制限等により事業に支障が生じた生産者などの被害者らの生活状況は切迫しており、このような被害者を迅速、公平かつ適正に救済する必要がある。

このため、原子力損害賠償紛争審査会(以下「本審査会」という。)は、原子力損害による賠償を定めた原子力損害の賠償に関する法律(以下「原賠法」という。)に基づき、「原子力損害の範囲の判定の指針その他の当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針」(同法18条2項2号)を早

急に策定することとした。策定に当たっては、上記の事情にかんがみ、原子力損害に該当する蓋然性の高いものから、順次指針として提示することとし、可能な限り早期の被害者救済を図ることとした。

この度の指針（以下「中間指針」という。）は、本件事故による原子力損害の当面の全体像を示すものである。この中間指針で示した損害の範囲に関する考え方が、今後、被害者と東京電力株式会社との間における円滑な話し合いと合意形成に寄与することが望まれるとともに、中間指針に明記されない個別の損害が賠償されないということのないよう留意される必要がある。東京電力株式会社に対しては、中間指針で明記された損害についてはもちろん、明記されなかった原子力損害も含め、多数の被害者への賠償が可能となるような体制を早急に整えた上で、迅速、公平かつ適正な賠償を行うことを期待する。

第 1 中間指針の位置づけ

- 1 本審査会は、①平成23年4月28日に「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第一次指針」（以下「第一次指針」という。）、②同年5月31日に「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第二次指針」（以下「第二次指針」という。）、③同年6月20日に「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第二次指針追補」（以下「追補」という。）を決定・公表したが、これらの対象とされなかった損害項目やその範囲等については、今後検討することとされていた。
- 2 そこで、中間指針により、第一次指針及び第二次指針（追補を含む。以下同じ。）で既に決定・公表した内容にその後の検討事項を加え、賠償すべき損害と認められる一定の範囲

の損害類型を示す。

具体的には、①「政府による避難等の指示等に係る損害」、②「政府による航行危険区域等及び飛行禁止区域の設定に係る損害」、③「政府等による農林水産物等の出荷制限指示等に係る損害」、④「その他の政府指示等に係る損害」、⑤「いわゆる風評被害」、⑥「いわゆる間接被害」、⑦「放射線被曝による損害」を対象とし、さらに、⑧「被害者への各種給付金等と損害賠償金との調整」や、⑨「地方公共団体等の財産的損害等」についても可能な限り示すこととした。

- 3 既に決定・公表済みの第一次指針及び第二次指針で賠償の対象と認めた損害項目及びその範囲等については、必要な範囲でこの中間指針で取り込んでいることから、今後の損害の範囲等については、本中間指針をもってこれに代えることとする。
- 4 なお、この中間指針は、本件事故が収束せず被害の拡大が見られる状況下、賠償すべき損害として一定の類型化が可能な損害項目やその範囲等を示したものであるから、中間指針で対象とされなかったものが直ちに賠償の対象とならないというものではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあり得る。また、今後、本件事故の収束、避難区域等の見直し等の状況の変化に伴い、必要に応じて改めて指針で示すべき事項について検討する。

第2 各損害項目に共通する考え方

- 1 原賠法により原子力事業者が負うべき責任の範囲は、原子炉の運転等により及ぼした「原子力損害」であるが（同法3条）、その損害の範囲につき、一般の不法行為に基づく損害賠償請求権における損害の範囲と特別に異なって解する理由はない。したがって、指針策定に当たっても、本件事故と相当因果関係のある損害、すなわち社会通念上当該事故から当

該損害が生じるのが合理的かつ相当であると判断される範囲のものであれば、原子力損害に含まれると考える。

具体的には、本件事故に起因して実際に生じた被害の全てが、原子力損害として賠償の対象となるものではないが、本件事故から国民の生命や健康を保護するために合理的理由に基づいて出された政府の指示等に伴う損害、市場の合理的な回避行動が介在することで生じた損害、さらにこれらの損害が生じたことで第三者に必然的に生じた間接的な被害についても、一定の範囲で賠償の対象となる。

また、原賠法における原子力損害賠償制度は、一般の不法行為の場合と同様、本件事故によって生じた損害を填補することで、被害者を救済することを目的とするものであるが、被害者の側においても、本件事故による損害を可能な限り回避し又は減少させる措置を執ることが期待されている。したがって、これが可能であったにもかかわらず、合理的な理由なく当該措置を怠った場合には、損害賠償が制限される場合があり得る点にも留意する必要がある。

2 また、損害項目のうち、「避難費用」、「営業損害」、「就労不能等に伴う損害」など、継続的に発生し得る損害については、その終期をどう判断するかという困難な問題があるが、この点については、現時点で考え方を示すことが可能なものは示すこととし、そうでないものは今後事態の進捗を踏まえつつ必要に応じて検討する。

3 中間指針策定に当たっては、平成11年9月30日に発生した株式会社ジェー・シー・オー東海事業所における臨界事故に関して原子力損害調査研究会が作成した同年12月15日付け中間的な確認事項（営業損害に対する考え方）及び平成12年3月29日付け最終報告書を参考とした。

但し、本件事故は、その事故の内容、深刻さ、周辺に及ぼした被害の規模、範囲、期間等において上記臨界事故を遙かに上回るものであり、その被害者及び損害の類型も多岐にわたるものであることから、本件事故に特有の事情を十分考慮

して策定することとした。

- 4 本件事故は、東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波による一連の災害（以下「東日本大震災」という。）を契機として発生したものであるが、前記1のとおり、原賠法により原子力事業者が負うべき責任の範囲は、あくまで原子炉の運転等により与えた「原子力損害」であるから（同法3条）、地震・津波による損害については賠償の対象とはならない。

但し、中間指針で対象とされている損害によっては、例えば風評被害など、本件事故による損害か地震・津波による損害かの区別が判然としない場合もある。この場合に、厳密な区別の証明を被害者に強いるのは酷であることから、例えば、同じく東日本大震災の被害を受けながら、本件事故による影響が比較的少ない地域における損害の状況等と比較するなどして、合理的な範囲で、特定の損害が「原子力損害」に該当するか否か及びその損害額を推認することが考えられるとともに、東京電力株式会社には合理的かつ柔軟な対応が求められる。

- 5 加えて、損害の算定に当たっては、個別に損害の有無及び損害額の証明をもとに相当な範囲で実費賠償をすることが原則であるが、本件事故による被害者が避難等の指示等の対象となった住民だけでも十数万人規模にも上り、その迅速な救済が求められる現状にかんがみれば、損害項目によっては、合理的に算定した一定額の賠償を認めるなどの方法も考えられる。但し、そのような手法を採用した場合には、上記一定額を超える現実の損害額が証明された場合には、必要かつ合理的な範囲で増額されることがあり得る。

また、避難により証拠の収集が困難である場合など必要かつ合理的な範囲で証明の程度を緩和して賠償することや、大量の請求を迅速に処理するため、客観的な統計データ等による合理的な算定方法を用いることが考えられる。

- 6 さらに、賠償金の支払方法についても、迅速な救済が必要な被害者の現状にかんがみれば、例えば、ある損害につき賠

償額の全額が最終的に確定する前であっても、継続して発生する損害について一定期間毎に賠償額を特定して支払いをしたり、請求金額の一部の支払いをしたりするなど、東京電力株式会社には合理的かつ柔軟な対応が求められる。

第3 政府による避難等の指示等に係る損害について

[対象区域]

政府による避難等（後記の[避難等対象者]（備考）の1）参照。）の指示等（後記の[避難等対象者]（備考）の2）参照。）があった対象区域（下記(5)の対象「地点」も含む。以下同じ。）は、以下のとおりである。

(1) 避難区域

政府が原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）に基づいて各地方公共団体の長に対して住民の避難を指示した区域

- ① 東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20 km圏内（平成23年4月22日には、原則立入り禁止となる警戒区域に設定。）
- ② 東京電力株式会社福島第二原子力発電所から半径10 km圏内（同年4月21日には、半径8 km圏内に縮小。）

(2) 屋内退避区域

政府が原災法に基づいて各地方公共団体の長に対して住民の屋内退避を指示した区域

- ③ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20 km以上30 km圏内

（注）この屋内退避区域について、平成23年3月25日、官房長官より、社会生活の維持継続の困難さを理由とする自主避難の促進等が発表された。但し、屋内退避区域

は、同年4月22日、下記の(3)計画的避難区域及び(4)緊急時避難準備区域の指定に伴い、その区域指定が解除された。

(3) 計画的避難区域

政府が原災法に基づいて各地方公共団体の長に対して計画的な避難を指示した区域

- ④ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20km以上30km圏内の区域から「計画的避難区域」を除いた区域のうち、常に緊急時に避難のための立退き又は屋内への退避が可能な準備をすることが求められ、引き続き自主避難をすること及び特に子供、妊婦、要介護者、入院患者等は立ち入らないこと等が求められる区域

(4) 緊急時避難準備区域

政府が原災法に基づいて各地方公共団体の長に対して緊急時の避難又は屋内退避が可能な準備を指示した区域

- ⑤ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20km以上30km圏内の区域から「計画的避難区域」を除いた区域のうち、常に緊急時に避難のための立退き又は屋内への退避が可能な準備をすることが求められ、引き続き自主避難をすること及び特に子供、妊婦、要介護者、入院患者等は立ち入らないこと等が求められる区域

(注) 上記の避難区域(警戒区域)、屋内退避区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域については、その外縁は、必ずしも東京電力株式会社福島第一原子力発電所又は第二原子力発電所からの一定の半径距離で設定されているわけではなく、行政区や字単位による特定など、個々の地方公共団体の事情を踏まえつつ、設定されている。

(5) 特定避難勧奨地点

政府が、住居単位で設定し、その住民に対して注意喚起、自主避難の支援・促進を行う地点

- ⑥ 計画的避難区域及び警戒区域以外の場所であって、地域的な広がりが見られない本件事故発生から1年間の積算線量が20ミリシーベルトを超えると推定される空間線量率

が続いている地点であり、政府が住居単位で設定した上、そこに居住する住民に対する注意喚起、自主避難の支援・促進を行うことを表明した地点

(6) 地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域

南相馬市が、独自の判断に基づき、住民に対して一時避難を要請した区域（(1)～(4)の区域を除く。）

- ⑦ 南相馬市は同市内に居住する住民に対して一時避難を要請したが、このうち同市全域から上記(1)～(4)の区域を除いた区域

(注) 南相馬市は、平成23年3月16日、市民に対し、その生活の安全確保等を理由として一時避難を要請するとともに、その一時避難を支援した。同市は、屋内退避区域の指定が解除された同年4月22日、上記(6)の区域から避難していた住民に対して、自宅での生活が可能な者の帰宅を許容する旨の見解を示した。

[避難等対象者]

避難等対象者の範囲は、避難指示等により避難等を余儀なくされた者として、以下のとおりとする。

- 1 本件事故が発生した後に対象区域内から同区域外へ避難のための立退き（以下「避難」という。）及びこれに引き続く同区域外滞在（以下「対象区域外滞在」という。）を余儀なくされた者（但し、平成23年6月20日以降に緊急時避難準備区域（特定避難勧奨地点を除く。）から同区域外に避難を開始した者のうち、子供、妊婦、要介護者、入院患者等以外の者を除く。）
- 2 本件事故発生時に対象区域外に居り、同区域内に生活の本拠としての住居（以下「住居」という。）があるものの引き続き対象区域外滞在を余儀なくされた者
- 3 屋内退避区域内で屋内への退避（以下「屋内退避」という。）

を余儀なくされた者

(備考)

- 1) 以上の「避難」、「対象区域外滞在」及び「屋内退避」を併せて、「避難等」という。

また、避難等対象者には、一旦避難した後に住居に戻って屋内退避をした者なども含まれる（但し、損害額の算定に当たっては、これらの差異が考慮されることはあり得る。）。

- 2) 「避難指示等」とは、[対象区域]における政府又は本件事故発生直後における合理的な判断に基づく地方公共団体による避難等の指示、要請又は支援・促進をいう。対象区域内の住民に対しては、上記のとおり、区域に応じて、避難指示等が出されているが、政府による避難等の指示の対象となった区域内の住民のみならず、政府による自主避難の促進等の対象となった区域内の住民（平成23年6月20日以降に緊急時避難準備区域（特定避難勧奨地点を除く。）から同区域外に避難を開始した者のうち、子供、妊婦、要介護者、入院患者等以外の者を除く。）についても、対象区域外に避難する行動に出ることや、同区域外に居た者が同区域内の住居に戻ること等を差し控える行動に出ることは、合理的な行動であり、避難指示等により避難や対象区域外滞在を「余儀なくされた」場合に該当する。また、地方公共団体独自の判断による一時避難の要請についても、それが本件事故発生直後であり、順次、同地方公共団体の大半の区域が避難区域や屋内退避区域に指定がなされていた状況下における一時避難の要請であったという当時の具体的な状況に照らせば、その判断は不合理ではないと認められることから、その要請に基づく一時避難についても同様とする。さらに、避難指示等の前に避難等した者についても、避難指示等に照らし、その行為は客観的・事後的にみて合理的であったと認められ、避難指示等によ

り避難等を「余儀なくされた者」の範疇に含めて考えるべきである。

- 3) 以下の〔損害項目〕においては、基本的に避難等対象者の損害の範囲等を示すが、損害項目（検査費用、営業損害、就労不能等に伴う損害等）によっては、本件事故の発生以降、対象区域内に住居がある者のうち、避難しなかった者（以下「対象区域内滞在者」という。）の損害も含まれる。

〔損害項目〕

1 検査費用（人）

（指針）

本件事故の発生以降、避難等対象者のうち避難若しくは屋内退避をした者、又は対象区域内滞在者が、放射線への曝露の有無又はそれが健康に及ぼす影響を確認する目的で必要かつ合理的な範囲で検査を受けた場合には、これらの者が負担した検査費用（検査のための交通費等の付随費用を含む。以下（備考）の3）において同じ。）は、賠償すべき損害と認められる。

（備考）

- 1) 放射線は、その量によっては人体に多大な負の影響を及ぼす危険性がある上、人の五感の作用では知覚できないという性質を有している。それゆえ、本件事故の発生により、少なくとも避難等対象者のうち、対象区域内から対象区域外に避難し、若しくは同区域内で屋内退避をした者又は対象区域内滞在者が、自らの身体が放射線に曝露したのではないかとの不安感を抱き、この不安感を払拭するために検査を受けることは通常は合理的な行動といえる。
- 2) 無料の検査を受けた場合の検査費用については、その避難若しくは屋内退避をした者又は対象区域内滞在者に実

損が生じておらず、賠償すべき損害とは認められない。

- 3) なお、政府による避難指示等の前に本件事故により生じた検査費用があれば、本件事故の発生により合理的な判断に基づいて実施されたものと推認でき、これを賠償対象から除外すべき合理的な理由がない限り、必要かつ合理的な範囲でその検査費用が賠償すべき損害と認められる。

2 避難費用

(指針)

I) 避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した以下の費用が、賠償すべき損害と認められる。

- ① 対象区域から避難するために負担した交通費、家財道具の移動費用
- ② 対象区域外に滞在することを余儀なくされたことにより負担した宿泊費及びこの宿泊に付随して負担した費用（以下「宿泊費等」という。）
- ③ 避難等対象者が、避難等によって生活費が増加した部分があれば、その増加費用

II) 避難費用の損害額算定方法は、以下のとおりとする。

- ① 避難費用のうち交通費、家財道具の移動費用、宿泊費等については、避難等対象者が現実に負担した費用が賠償の対象となり、その実費を損害額とするのが合理的な算定方法と認められる。

但し、領収証等による損害額の立証が困難な場合には、平均的な費用を推計することにより損害額を立証することも認められるべきである。

- ② 他方、避難費用のうち生活費の増加費用については、原則として、後記6の「精神的損害」の（指針）I①又は②の額に加算し、その加算後の一定額をもって両者の損害額とするのが公平かつ合理的な算定方法と認められる。

その具体的な方法については、後記6のとおりである。

Ⅲ) 避難指示等の解除等（指示、要請の解除のみならず帰宅許容の見解表明等を含む。以下同じ。）から相当期間経過後に生じた避難費用は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならない。

(備考)

1) I) については、①及び②に該当する費用、すなわち避難等対象者が負担した避難費用（交通費、家財道具の移動費用、宿泊費等）について、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害の対象とするのが妥当である。

また、③に該当する費用、すなわち生活費の増加費用についても、例えば、屋内退避をした者が食品購入のため遠方までの移動が必要となったり、避難等対象者が自家用農作物の利用が不能又は著しく困難（以下「不能等」という。）となったため食費が増加したりしたような場合には、その増加分は賠償すべき損害の対象となり得る。

2) II) の①については、避難等対象者の避難状況及び支出状況等を一定程度調査したところによれば、一回的な支出である交通費に関しては、これらを実費負担していない者も少なくなく、また、最終避難先が全国に及び、その交通手段が多様化していることから、自己負担している者の間でもその金額には相当の差異があると推定された。また、宿泊費等についても、地方公共団体等が負担している場合が多く、継続して自己負担している者は比較的少数にとどまると認められる上、自己負担した金額も宿泊場所に応じて相当の差異があると推定された。家財道具の移動費用についても、自己負担している金額に相当の差異があると推定された。したがって、これらの損害項目については、一定額を「平均的損害額」などとして避難等対象者全員に賠償するという方法は、必ずしも実態に即しておらず、また、

公平でもないと考えられる。

また、原則どおり実費賠償とした場合、費用の立証が問題になるが、仮に領収証等でその金額を立証することができない場合には、客観的な統計データ等により損害額を推計する方法、例えば自己所有車両で避難した場合の交通費であれば、避難先までの移動距離からそれに要したガソリン代等を算出し、また、宿泊費等であれば、当該宿泊場所周辺における平均的な宿泊費等を算出してこれを損害額と推計するなどの方法で立証することも認められるべきである。こうした対応により、これらの費用につき、原則どおり実費賠償としたとしても、被害者に特段の不利益を生じさせるとまでは認め難い。

以上のことから、避難費用のうち交通費、家財道具の移動費及び宿泊費等については、原則どおり、上記各損害項目を実費負担した者が、必要かつ合理的な範囲において、その実費の賠償を受けるのが公平かつ合理的である。

- 3) II) の②については、避難等により生ずる生活費の増加費用は、避難等対象者の大多数に発生すると思われる上、通常はさほど高額となるものではなく、個人差による差異も少ない反面、その実費を厳密に算定することは實際上困難であり、その立証を強いることは避難等対象者に酷である。

また、この生活費の増加費用は、避難等における生活状況等と密接に結びつくものであることから、後記6の「精神的損害」の(指針) I ①又は②に加算して、両者を一括して一定額を算定することが、公平かつ合理的であると判断した。

但し、上記のように後記6の「精神的損害」の(指針) I ①又は②の加算要素として一括して算定する生活費の増加費用は、あくまで通常の範囲の費用を想定したものであるから、避難等対象者の中で、特に高額の生活費の増加費用の負担をした者がいた場合には、そのような高額な費用

を負担せざるを得なかった特段の事情があるときは、別途、必要かつ合理的な範囲において、その実費が賠償すべき損害と認められる。

- 4) III) について、平成23年4月22日に屋内退避区域の指定が解除され避難指示等の対象外となった区域及び上記〔対象区域〕(6)の区域(上記〔対象区域〕(6)の区域については、同日、同区域内の住居への帰宅が許容されたものとみなすことができる。)については、同日から相当期間経過後は、賠償の対象とならない。この相当期間は、これらの区域における公共施設の復旧状況等を踏まえ、解除等期日から住居に戻るまでに通常必要となると思われる準備期間を考慮し、平成23年7月末までを目安とする。但し、これらの区域に所在する学校等に通っていた児童・生徒等が避難を余儀なくされている場合は、平成23年8月末までを目安とする。
- 5) III) について、特段の事情がある場合とは、避難中に健康を害し自宅以外の避難先等での療養の継続が必要なため帰宅できない場合などをいう。

3 一時立入費用

(指針)

避難等対象者のうち、警戒区域内に住居を有する者が、市町村が政府及び県の支援を得て実施する「一時立入り」に参加するために負担した交通費、家財道具の移動費用、除染費用等(前泊や後泊が不可欠な場合の宿泊費等も含む。以下同じ。)は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。

(備考)

- 1) 避難等対象者のうち、原則として立入りが禁止されている警戒区域内に住居を有している者(東京電力株式会社福

島第一原子力発電所から半径3km圏内に住居を有している者などを除く。)は、平成23年5月10日以降、当面の生活に必要な物品の持ち出し等を行うことを目的として市町村が政府及び県の支援を得て実施する「一時立入り」に参加して一時的に住居に戻ることが可能となった。

その「一時立入り」の方法は、参加者が「一時立入り」の出発点となる集合場所(中継基地)に集合し、地区ごとに専用バスで住居地区まで移動することとなっている。

- 2) しかしながら、対象区域外滞在をしている場所から上記集合場所までの移動に際して、参加者がその往復の交通費等を負担する場合や、上記集合場所から住居地区までの交通費、人及び物に対する除染費用、家財道具(自動車等を含む。)の移動費用等について、負担する場合も否定できない。

このような「一時立入り」への参加に要する費用については、本件事故により住民の安全確保の観点から住居を含む警戒区域内への立入りが原則として禁止されたことに伴い、「一時立入り」を行う者(以下「一時立入者」という。)が住居から当面の生活に必要な物品の持ち出し等を行うために必要な費用であるから、本件事故と相当因果関係のある損害と認めることができる。

したがって、上記のように一時立入者が負担した交通費、家財道具の移動費用、除染費用等については、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害の対象と認められる。

- 3) なお、その際の交通費等の算定方法については、前記2の(備考)の2)に同じである。

4 帰宅費用

(指針)

避難等対象者が、対象区域の避難指示等の解除等に伴い、対象区域内の住居に最終的に戻るために負担した交通費、

家財道具の移動費用等（前泊や後泊が不可欠な場合の宿泊費等も含む。以下同じ。）は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。

（備考）

1) 避難指示等の解除等がされた場合には、必要な準備期間である「相当期間」を経過した後は対象区域内の住居に戻ることが可能な状態となる。

そして、このように住居に最終的に帰宅するために負担した交通費や家財道具の移動費用等については、前記2で述べた避難費用と同様、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。

2) なお、その際の交通費等の算定方法については、前記2の（備考）の2）に同じである。

5 生命・身体的損害

（指針）

避難等対象者が被った以下のものが、賠償すべき損害と認められる。

I) 本件事故により避難等を余儀なくされたため、傷害を負い、治療を要する程度に健康状態が悪化（精神的障害を含む。以下同じ。）し、疾病にかかり、あるいは死亡したことにより生じた逸失利益、治療費、薬代、精神的損害等

II) 本件事故により避難等を余儀なくされ、これによる治療を要する程度の健康状態の悪化等を防止するため、負担が増加した診断費、治療費、薬代等

（備考）

1) 避難等対象者が、本件事故により避難等を余儀なくされたため、「生命・身体的損害」を被った場合には、それによって失われた逸失利益のほか、被った治療費や薬代相当

額の出費、精神的損害等が賠償すべき損害と認められる。
なお、この「生命・身体的損害を伴う精神的損害」の額は、
後記6の場合とは異なり、生命・身体の損害の程度等に従
って個別に算定されるべきである。

- 2) また、避難等により実際に健康状態が悪化したわけでは
なくとも、高齢者や持病を抱えている者らが、避難等によ
る健康悪化防止のために必要な限りにおいて、従来より費
用の増加する治療を受けることも合理的な行動であるか
ら、これによって増加した費用も賠償すべき損害と認めら
れる。

6 精神的損害

(指針)

I) 本件事故において、避難等対象者が受けた精神的苦痛
(「生命・身体的損害」を伴わないものに限る。以下この
項において同じ。)のうち、少なくとも以下の精神的苦痛
は、賠償すべき損害と認められる。

- ① 対象区域から実際に避難した上引き続き同区域外滞
在を長期間余儀なくされた者(又は余儀なくされている
者)及び本件事故発生時には対象区域外に居り、同区域
内に住居があるものの引き続き対象区域外滞在を長期間
余儀なくされた者(又は余儀なくされている者)が、自
宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活
の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために
生じた精神的苦痛
- ② 屋内退避区域の指定が解除されるまでの間、同区域に
おける屋内退避を長期間余儀なくされた者が、行動の自
由の制限等を余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継
続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神
的苦痛

II) I)の①及び②に係る「精神的損害」の損害額について

は、前記2の「避難費用」のうち生活費の増加費用と合算した一定の金額をもって両者の損害額と算定するのが合理的な算定方法と認められる。

そして、I)の①又は②に該当する者であれば、その年齢や世帯の人数等にかかわらず、避難等対象者個々人が賠償の対象となる。

III) I)の①の具体的な損害額の算定に当たっては、差し当たって、その算定期間を以下の3段階に分け、それぞれの期間について、以下のとおりとする。

① 本件事故発生から6ヶ月間(第1期)

第1期については、一人月額10万円を目安とする。

但し、この間、避難所・体育館・公民館等(以下「避難所等」という。)における避難生活等を余儀なくされた者については、避難所等において避難生活をした期間は、一人月額12万円を目安とする。

② 第1期終了から6ヶ月間(第2期)

但し、警戒区域等が見直される等の場合には、必要に応じて見直す。

第2期については、一人月額5万円を目安とする。

③ 第2期終了から終期までの期間(第3期)

第3期については、今後の本件事故の収束状況等諸般の事情を踏まえ、改めて損害額の算定方法を検討するのが妥当であると考えられる。

IV) I)の①の損害発生の始期及び終期については、以下のとおりとする。

① 始期については、原則として、個々の避難等対象者が避難等をした日にかかわらず、本件事故発生日である平成23年3月11日とする。但し、緊急時避難準備区域内に住居がある子供、妊婦、要介護者、入院患者等であって、同年6月20日以降に避難した者及び特定避難勧奨地点から避難した者については、当該者が実際に避難した日を始期とする。

② 終期については、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならない。

V) I) の②の損害額については、屋内退避区域の指定が解除されるまでの間、同区域において屋内退避をしていた者（緊急時避難準備区域から平成23年6月19日までに避難を開始した者及び計画的避難区域から避難した者を除く。）につき、一人10万円を目安とする。

(備考)

1) I) については、前述したように、本件事故と相当因果関係のある損害であれば「原子力損害」に該当するから、「生命・身体的損害」を伴わない精神的損害（慰謝料）についても、相当因果関係等が認められる限り、賠償すべき損害といえる。

但し、生命・身体的損害を伴わない精神的苦痛の有無、態様及び程度等は、当該被害者の年齢、性別、職業、性格、生活環境及び家族構成等の種々の要素によって著しい差異を示すものである点からも、損害の有無及びその範囲を客観化することには自ずと限度がある。

しかしながら、本件事故においては、実際に周辺に広範囲にわたり放射性物質が放出され、これに対応した避難指示等があったのであるから、対象区域内の住民が、住居から避難し、あるいは、屋内退避をすることを余儀なくされるなど、日常の平穏な生活が現実には妨害されたことは明らかであり、また、その避難等の期間も総じて長く、また、その生活も過酷な状況にある者が多数であると認められる。

このように、本件事故においては、少なくとも避難等対象者の相当数は、その状況に応じて、①避難及びこれに引き続く対象区域外滞在を長期間余儀なくされ、あるいは②本件事故発生時には対象区域外に居り、同区域内に住居が

あるものの引き続き対象区域外滞在を長期間余儀なくされたことに伴い、自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、あるいは、③屋内退避を余儀なくされたことに伴い、行動の自由の制限等を長期間余儀なくされるなど、避難等による長期間の精神的苦痛を被っており、少なくともこれについては賠償すべき損害と観念することが可能である。

したがって、この精神的損害については、合理的な範囲において、賠償すべき損害と認められる。

- 2) II) については、I) の①及び②の損害額算定に当たっては、前記2のII) の②で述べたとおり、原則として、避難費用のうち「生活費の増加費用」を加算して、両者を一括して一定額を算定することが、公平かつ合理的であると判断した。

また、損害賠償請求権は個々人につき発生するものであるから、損害の賠償についても、世帯単位ではなく、個々人に対してなされるべきである。そして、年齢や世帯の人数あるいはその他の事情により、各避難等対象者が現実に被った精神的苦痛の程度には個人差があることは否定できないものの、中間指針においては、全員に共通する精神的苦痛につき賠償対象とされるのが妥当と解されること、生活費の増加費用についても個人ごとの差異は少ないと考えられることから、年齢等により金額に差は設けないこととした。

- 3) 長期間の避難等を余儀なくされた者は、正常な日常生活の維持・継続を長期間にわたり著しく阻害されているという点では全員共通した苦痛を被っていること、また、仮設住宅等に宿泊する場合と旅館・ホテル等に宿泊する場合とで、個別の生活条件を考えれば一概には生活条件に明らかな差があるとはいえないとも考えられることから、主として宿泊場所等によって分類するのではなく、一律の算定を行い、相対的に過酷な避難生活が認められる避難所等についてのみ、本件事故後一定期間は滞在期間に応じて一定金

額を加算することとし、むしろ、主として避難等の時期によって合理的な差を設けることが適当である。

- 4) III) の①については、本件事故後、避難等対象者の大半が仮設住宅等への入居が可能となるなど、長期間の避難生活のための基盤が形成されるまでの6ヶ月間(第1期)は、地域コミュニティ等が広範囲にわたって突然喪失し、これまでの平穏な日常生活とその基盤を奪われ、自宅から離れ不便な避難生活を余儀なくされた上、帰宅の見通しもつかない不安を感じるなど、最も精神的苦痛の大きい期間といえる。

したがって、本期間の損害額の算定に当たっては、本件は負傷を伴う精神的損害ではないことを勘案しつつ、自動車損害賠償責任保険における慰謝料(日額4,200円。月額換算12万6,000円)を参考にした上、上記のように大きな精神的苦痛を被ったことや生活費の増加分も考慮し、一人当たり月額10万円を目安とするのが合理的であると判断した。

但し、特に避難当初の避難所等における長期間にわたる避難生活は、他の宿泊場所よりも生活環境・利便性・プライバシー確保の点からみて相対的に過酷な生活状況であったことは否定し難いため、この点を損害額に加算要素として考慮し、避難所等において避難生活をしてきた期間についてのみ、一人月額12万円を目安とすることが考えられる。

- 5) III) の②については、第1期終了後6ヶ月間(第2期)は、引き続き自宅以外での不便な生活を余儀なくされている上、いつ自宅に戻れるか分からないという不安な状態が続くことによる精神的苦痛がある。その一方で、突然の日常生活とその基盤の喪失による混乱等という要素は基本的にこの段階では存せず、この時期には、大半の者が仮設住宅等への入居が可能となるなど、長期間の避難生活の基盤が整備され、避難先での新しい環境にも徐々に適応し、

避難生活の不便さなどの要素も第1期に比して縮減すると考えられる。但し、その期間は必要に応じて見直すこととする。

本期間の損害額の算定に当たっては、上記のような事情にかんがみ、希望すれば大半の者が仮設住宅等への入居が可能となるなど長期間の避難生活のための基盤が形成され、避難生活等の過酷さも第1期に比して緩和されると考えられることを考慮し、民事交通事故訴訟損害賠償額算定基準（財団法人日弁連交通事故相談センター東京支部）による期間経過に伴う慰謝料の変動状況も参考とし、一人月額5万円を目安とすることが考えられる。

6) III) の③については、第2期終了後、実際に帰宅が可能となるなどの終期までの間（第3期）は、いずれかの時点で避難生活等の収束の見通しがつき、帰宅準備や生活基盤の整備など、前向きな対応も可能となると考えられるが、現時点ではそれがどの時点かを具体的に示すことが困難であることから、今後の本件事故の収束状況等諸般の事情を踏まえ、改めて第3期における損害額の算定を検討することが妥当であると考えられる。但し、既に終期が到来している区域については、この限りではない。

7) IV) の①について、I) の①の損害発生の始期につき、個々の対象者が実際に避難等をした日とすることも考えられる。

しかしながら、上記対象者が実際に避難をした日はそれぞれの事情によって異なっているものの、避難等をする前の生活においても、本件事故発生日以降しばらくの間は、避難後の精神的苦痛に準ずる程度に、正常な日常生活の維持・継続を著しく阻害されることによる精神的苦痛を受けていたと考えられることから、損害発生の始期は平成23年3月11日の本件事故発生日とするのが合理的であると判断した。

但し、緊急時避難準備区域内に住居がある子供、妊婦、

要介護者、入院患者等であって平成23年6月20日以降に避難した者及び特定避難勧奨地点から避難した者については、当該者が実際に避難した日を始期とする。

- 8) IV) の②については、前記2の(備考)の4)及び5)に同じである。
- 9) V) については、I) の②に該当する者、すなわち屋内退避区域の指定が解除されるまでの間、同区域において屋内退避をしていた者は、自宅で生活しているという点ではI) の①に該当する者、すなわち避難及び対象区域外滞在をした者のような精神的苦痛は観念できないが、他方で、外出等行動の自由を制限されていたことなどを考慮し、I) の①の損害額を超えない範囲で損害額を算定することとし、その損害額は一人10万円を目安とするのが妥当である。
- 10) 損害額の算定は月単位で行うのが合理的と認められるが、III) の①及び②並びにV) の金額はあくまでも目安であるから、具体的な賠償に当たって柔軟な対応を妨げるものではない。
- 11) その他の本件事故による精神的苦痛についても、個別の事情によっては賠償の対象と認められ得る。

7 営業損害

(指針)

I) 従来、対象区域内で事業の全部又は一部を営んでいた者又は現に営んでいる者において、避難指示等に伴い、営業が不能になる又は取引が減少する等、その事業に支障が生じたため、現実に減収があった場合には、その減収分が賠償すべき損害と認められる。

上記減収分は、原則として、本件事故がなければ得られたであろう収益と実際に得られた収益との差額から、本件事故がなければ負担していたであろう費用と実際に負

担した費用との差額（本件事故により負担を免れた費用）を控除した額（以下「逸失利益」という。）とする。

Ⅱ）また、Ⅰ）の事業者において、上記のように事業に支障が生じたために負担した追加的費用（従業員に係る追加的な経費、商品や営業資産の廃棄費用、除染費用等）や、事業への支障を避けるため又は事業を変更したために生じた追加的費用（事業拠点の移転費用、営業資産の移動・保管費用等）も、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。

Ⅲ）さらに、同指示等の解除後も、Ⅰ）の事業者において、当該指示等に伴い事業に支障が生じたため減収があった場合には、その減収分も合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。また、同指示等の解除後に、事業の全部又は一部の再開のために生じた追加的費用（機械等設備の復旧費用、除染費用等）も、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。

（備考）

1）避難指示等があったことにより、自己又は従業員等が対象区域からの避難等を余儀なくされ、又は、車両や商品等の同区域内への出入りに支障を来したことなどにより、同区域内で事業の全部又は一部を営んでいた者が、その事業に支障が生じた場合には、当該事業に係る営業損害は賠償すべき損害と認められる。

対象となる事業は、農林水産業、製造業、建設業、販売業、サービス業、運送業、医療業、学校教育その他の事業一般であり、営利目的の事業に限られず、また、その事業の一部を対象区域内で営んでいれば対象となり得る。

また、上記事業の支障により生じた商品や営業資産の廃棄、返品費用、商品調達等費用の増加、従業員に係る追加的な経費など、あるいは、このような事態を避けるために、当該事業者が対象区域内から同区域外に事業拠点を移転さ